

平成29年度第2回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成29年9月19日(火曜日)林野庁入札室			
委員		前原一彦(公認会計士) 石井麦生(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		平成29年4月1日～平成29年6月30日			
審議対象案件		130件	うち、1者応札案件 22件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件		
抽出案件		6件 (抽出率 5%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率 5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件 (抽出率 - %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			工事希望型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	業務	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			標準型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	その他の随意契約		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	物品・役務等	一般競争	60件	うち、1者応札案件 22件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
随意契約(企画競争・公募)		70件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件		
随意契約(その他)		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件		
(特記事項) ・抽出の6件については、落札率が低い契約、1者応札で落札率の高かった契約等を抽出した。					
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)			
		回答等 (詳細に記述すること。)			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-right: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> </div>			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 〔抽出番号1：平成29年度林野庁空中写真撮影及びオルソデータ作成等業務（C17-11第5白滝）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この業務は地区毎に入札が分かれており、それぞれ落札率が低くなっていますが、予定価格が高く設定されているということでしょうか。 ・この業務では全体的に落札率が低いので予定価格の積算を見直しをした方が良いのではないのでしょうか。 ・地区毎に契約相手が異なりますが、成果物は一定の基準のものができるのでしょうか。 ・技術的な評価をしなくても同じ水準の成果物ができるのでしょうか ・契約書第11条から第16条に第三者の検査を受けるとありますが、これはどういうもののでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近はオルソデータ化する際のコンピュータ技術が進歩しており、その技術や自社で航空機を保有しているなどの要因で入札価格に差が出てくるものと考えています。 ・この業務の積算には専門性が必要であり、国土地理院の「測量業務等積算資料」や国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」等の資料を基に積算しているため、その資料等に基づき適切に積算を行います。 ・撮影場所が違うだけで、その他の仕様については全て同じですので、同じ水準の成果物ができます。 ・定型的な業務内容となりますので、総合評価落札方式でなく、最低価格落札方式の一般競争入札をしております。 ・この業務と別の契約で「平成29年度空中写真ネガフィルム・デジタルデータ及び保管庫等管理業務」があり、別の事業者と契約しており、その契約にこの業務の検査が含まれています。 なお、第三者の検査を行うために入札の際の措置として、入札公告の入札参加資格として「平成29年度空中写真ネガフィルム・デジタルデータ及び保管庫等管理業務」に参加する意思がないということを条件としています。

〔抽出番号2：平成29年度森林内における放射性物質実態把握調査事業〕

・事業計画書の支出の部の内訳の消耗品費及び雑役務費が多額となっていますが、内容を教えてください。

・雑役務費の中の機械類の検査は外部委託でしょうか。

・再委託費の内容について教えてください。

・この事業は昨年も1者応札でしょうか。

・この事業は特殊な分野の事業なのでしょうか。

・消耗品は現地調査でサンプル採取のために必要な容器・器具類や放射性物質濃度を測定する際に必要な容器類及び研究用ガス等があり、これらの種類が多くサンプル数も多いことで消耗品費が多額となっています。

雑役務費は測定機械類の測定能力を一定に保つための検査に必要な経費等となっています。

・検査は外部へ発注しています。

・「放射性物質の挙動を予測する調査」の内、きのこ調査におけるきのこの採取を「福島県林業研究センター」に再委託しています。

・平成28年度は1者で、平成27年度は2者でした。

・森林での調査の知見があり、放射性物質の調査と解析もできる事業者は少ないかと考えています。

〔抽出番号3：平成29年度国有林GIS高解像度衛星画像作成業務〕

・業務内容において画像加工等は技術力を必要とするものでしょうか。

・この業務は落札率が高くなっていますが、理由として考えられることはありますか。

・衛星画像のライセンスを購入し、その画像をデータ加工する技術が必要になります。

・予定価格の積算は材料費とデータ加工費に分けられますが、材料費として、ライセンスの購入が固定費としてあることが考えられます。データ加工費は国土地理院の測量業務の積算基準等の資料に基づき積算しております。固定費が一定率あることで、落札率が高くなっていることが

	<p>要因として考えられます。</p>
<p>〔抽出番号4：平成29年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業計画書の人件費明細書において、技師「A」、「B」、「C」とランク分けしていますが、どのような分け方をしているのでしょうか。 ・技師のランクによって保持している資格が異なるのでしょうか。 ・この業務は毎年度実施しているのでしょうか。 ・毎年度異なる事業者と契約することがあり得るということでしょうか。 ・今回の入札は落札率が低くなっており、これは落札した事業者の入札価格が低いことが原因ですが、入札結果全体を踏まえどのように考えているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方において、受託者単価を定めており、この単価は基本的には国土交通省の「平成29年度設計業務委託等技術者単価」を基準にしています。 ・役割によって区分されており、国土交通省の技術者単価の中で技師（A）、技師（B）、技師（C）と区分されています。例えば技術員であれば上司の指導のもと業務をすることとなっており、主任技師であれば部下を指導するといったように業務上の役割で区分されています。 ・CO2の森林吸収量の算定・報告の義務がありますので、毎年度発注しております。 ・競争入札をしていますので、その可能性はありますが、今年度を含め、過去3年は同じ事業者が落札しています。 ・落札した事業者の本拠地がこの契約の事業地の中心に近く、その地域や環境に詳しい調査員を有していることや調査地へアクセスしやすいことで、人件費や旅費のコストが削減され、入札価格を低く抑えられたと考えています。
<p>〔抽出番号5：平成29年度森林害虫駆除事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方の県は事業を再委託することになるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林組合等に再委託することになります。

・事業計画書の防除計画において、市町村によって再委託の単価が異なっているのは、事情があるのでしょうか。

・県は各市町村の業務を同じ業者に再委託するのではなく、地元の業者に再委託をしているのでしょうか。

・マツノマダラカミキリというのは外来種なのでしょうか。

・県も単独で事業を実施しているのでしょうか。

・それに上乗せする形で国でも事業を行っているということでしょうか。

・契約金額を超えない範囲で行うこととなりますが、事業に要した金額が低ければ、その分だけ支払うことになるのでしょうか。

・委託契約書の第5条に再委託について記載がありますが、再委託承認申請書を林野庁に提出し承認を得ることとなっていますので、再委託先については把握されているのでしょうか。

・県としては委託事業を受けざるを得

・作業地の傾斜や作業の困難度などによって単価が異なる場合があります。

・伐倒については事業地の市町村の森林組合が多く、薬剤の散布については業者が限られてくるかと考えています。

・マツノマダラカミキリは在来種であり、マツが枯れることはありませんが、マツノザイセンチュウは北米原産の外来種といわれており、この線虫が松枯れをもたらします。

・実施しています。

・以前は国が補助事業等を行っていましたが、平成17年の三位一体の改革でマツ等の被害対策予算の大部分は地方交付税措置として地方公共団体に財源とも移譲されております。これにより被害対策については基本的に地方公共団体が実施しますが、被害の先端地域については引き続き国が補助することとなっており、また、県単独では対応が困難となった場合は大臣命令により国が委託事業を行っています。

・事業を行った分のみ払うこととなりますので、不用額が出ることはありません。

・承認申請を提出いただき内容を審査し、再委託契約書の写しについても林野庁へ提出することとなっておりますので把握しています。

・大臣命令により行っていただくこ

<p>ない状況なのでしょうか。</p>	<p>となります。</p>
<p>〔抽出番号6：新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち地域材の安定供給対策のうち需給情報共有化対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書の支出の部の直接経費に謝金とありますが、何のためのもののでしょうか。 ・企画書選定報告書に特記事項が記載されていますが、企画書を提出した事業者にフィードバックされるのでしょうか。 ・選定委員会で契約相手方を決めた理由は何なののでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国7ブロックの協議会及び中央委員会の委員への謝金となっております。 ・企画審査委員会は非公開となっております。フィードバックはしておりません。 ・この事業は平成28年度から行っており、平成28年度も同じ事業者と契約しています。事業実績があることからノウハウがあり事業を円滑に行っていただけるということ、及び業界団体における情報収集等についても円滑に行うことができるということがあります。 また、企画提案書の内容にこの事業を更に充実させるための提案もあった為です。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会としての意見はなし。 	